

GIFU

HOUZEN

岐阜県産業環境保全協会報

1998／第33号

平成10年1月1日発行

題字：堀原拓岐県知事

福寿草



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

あいさつ 年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 小瀬洋喜	1
	役員一同	2

特 集 岐阜県産業廃棄物適正処理対策要綱改正の概要	岐阜県衛生環境部廃棄物対策課	3
---------------------------	----------------	---

特 集 産業廃棄物の動向と課題	(社)全国産業廃棄物連合会会長 鈴木勇吉	9
-----------------	----------------------	---

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策	中津川市長 小林房吉	22
	養老町長 清水敏郎	23

協会だより 欧州環境問題視察旅行報告	視察団団長 後藤利夫	24
--------------------	------------	----

協会だより 欧州環境問題視察旅行に参加して	31
協会だより 第2回総務委員会、第3回広報編集委員会、第3回理事会、地球環境村 ぎふフェア'97、三重県環境施設・リサイクル事業研修視察ほか	32

トピックス 平成9年版環境白書について	35
---------------------	----

お知らせ 「岐阜県産業廃棄物対策基金」の移管について	
平成10年度厚生大臣認定各種講習会開催日程(案)	37

編集後記	38
------	----

表紙写真 福寿草

各地の山の木陰に生える多年草。寒さにもめげず、旧正月のころ鮮やかな黄色い花を咲かせるので、めでたい花としてこの名がつけられたといわれています。

花ことば=幸福、長寿。

福寿草 家族のごとく かたまれり 福田蓼汀
=写真提供・花スタジオ(本巣郡巣南町古橋)=

年頭にあたって



理事長 小瀬洋喜

明けましておめでとうございます。

平成10年の新春にあたり皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

当協会は昨年、産業廃棄物業界主体の団体として組織を改め、定款を改正し、特別会員から、行政関係者を削除し、これによって県、岐阜市、市長会、町村会は退会されました。名称も新たに「産業環境保全協会」に改め再発足しました。幸い会員の皆様方の暖かいご理解とご指導ご協力を得まして、組織強化、研修会、海外・国内視察研修事業も順調に推進してまいり新しい年を迎えました。本年も昨年に引き続きまして、協会の事業方針に従い会員の皆様のご賛同を得ながら、協会組織の拡充、適正処理の推進、リサイクル利用に関する事業、情報の提供等の推進を会員の皆様とともに図っていきたいと願っております。

顧みますと、昨年はわが国の経済にとって大変な激動の年がありました。景気低迷のなか、大手金融機関、証券会社等の破綻による金融システムの不安は、規制緩和や、ビッグバンを経て産業構造の変革を迫られています。かつて経験したことのない変革のうねりの中には、私たちの生活、考え方にも大きな変革期の到来を認識せざるをえない年でした。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球的規模で考えなければならない時代となっております。殊に、地球温暖化は産業革命以降の工業の発達にともない、二酸化炭素(CO₂)が大量に放出されて、大気中の濃度が上昇しております。地球を暖める代表格としての、二酸化炭素がこのままの排出ペースを続けると、地球全体の平均気温が上昇し、極地の氷が溶けて水位が上がり、水位の低い地方が水没してしまいます。異常気象は、地球全体にとって深刻な問題であり、

世界各国が京都会議において温暖化ガス削減目標に向かって協議し、先進各国が温暖化防止に数値目標を決めて削減に向かっての取り組みを始めるという京都議定書が採択されました。大変意義ある会議でしたが、その実効をあげるにはこの面からの経済変革も覚悟しなければなりません。

一方、昨年は廃掃法が改正され、罰則の強化、多量排出事業者の処理計画等の明確化・ダイオキシン対策等が施行されました。本年は、続いて、廃棄物処理施設の設置許可、維持管理状況等の記録・閲覧、最終処分場の維持管理積立金制度等処分場の基準について政省令の改正が施行され、更に、マニフェストが産業廃棄物の全部に電算化を目指しながら適用になります。このように本年は政令・省令の整備とともに我々産業廃棄物処理・排出業界もこれを基盤として一段と対応し、推進しなければならないと存じます。

廃棄物対策の懸案も方向が整備され、適正処理が図られる道が拓かれるものと期待しております。

産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することは今や緊急の課題となっております。しかしながら、この緊急課題に対する地元住民の理解が得られぬまま、昨年6月には御嵩町で全国初の住民投票が行われましたが結果は大変厳しいものであります。最近マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄の問題とともに誠に憂慮されるものであります。こうした大変厳しい社会情勢のなか新しい年を迎えることになりました。

年頭にあたっての所感の一端を申させていただきました。会員の皆様はじめ関係各位の一層のご発展をお祈り申し上げ、かわらぬご支援ご協力をお願い申し上げましてご挨拶を致します。

頌 春



年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十年元旦

理事長	小瀬洋喜	理事	田中一郎
副理事長	清水正靖	・	棚瀬克己
・	後藤利夫	・	津田芳郎
理事	石丸継治	・	野々村清
・	市川治徳	・	野村清晴
・	大塚忠勝	・	三浦茂
・	大場猪三美	・	水谷重雄
・	粥川長司	・	山村けい
・	木村虎男	監事	白井清三
・	近藤喜登	・	佐藤敏一
・	清水道雄	事務局	
・	菅瀬勝	専務理事	
・	鈴村兼利	林	杉雄
・	高井信夫		

岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱改正の概要

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

第1 改正の趣旨

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、県民の廃棄物処理に対する関心が高まる一方で、最終処分場の逼迫、処理費用の高騰などを背景に依然後を絶たず、その手口も悪質、巧妙化している。

こうした情勢に的確に対応し、県民の安全、健康及び福祉の維持並びに地域の生活環境及び生活衛生の保全をはかるため、不適正処理に対する総合的な対策の一層の強化を図るものとする。

第2 改正の内容

1 総合的対策の強化

(1) 基本方針

不適正処理に対し的確な対応を図るため、早期把握と迅速な対応、法令の多角的適用による厳正な対応及び市町村と県機関相互との連携、住民との密接な連携を内容とする基本方針を定め、不適正処理対策の基本を明確にするものとする。

(2) 市町村、県の任務

総合的な不適正処理対策を図るため、不適正処理対策における市町村及び県の任務を明らかにするものとする。

(3) 不適正処理対策連絡会議

廃棄物不適正処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）によるより総合的な対策を推進するため、保健所ごとに設置していた連絡会議を県事務所ごとに設置し、議長に県事務所長を、副議長に保健所長を充てるとともに組織する機関として警察署、消防署、市町村等に加え、県事務所総務課・農政課、建築事務所を追加し、関係自治会長等も必要に応じて参加を求めるものとする。

(4) 住民との連携

住民からの情報入手、意見聴取、その他住民との連携強化を図るために、連絡会議への関係自治会長の参加、監視活動への自治会の協力を求

めることができるものとする。

(5) 県庁主管部局との連携

総合的な行政措置を推進するため、県出先機関と県庁各部局との連携を規定するものとする。

(6) その他

保健所以外の関係機関による不適正処理への対応に関する諸規程の整備を図るものとする。

2 諸対策の強化

(1) パトロール活動

パトロール活動に関する規定を準用規定から独立規定とするとともに各機関による各種のパトロール活動においても不適正処理の発見に努める旨の規定を加えるものとする。

(2) 監視活動

関係機関による監視活動の実効性を確保するため、市町村、監視モニター、自治会等の協力を得て監視活動を実施するものとする。

(3) 連絡会議による各種施策

地域における不適正処理対策の強化を図るために、連絡会議の任務を明確化し、連絡会議により、情報の収集、分析、関係法令に基づく迅速的確な指導の実現、啓発活動の実施等を講ずるものとする。

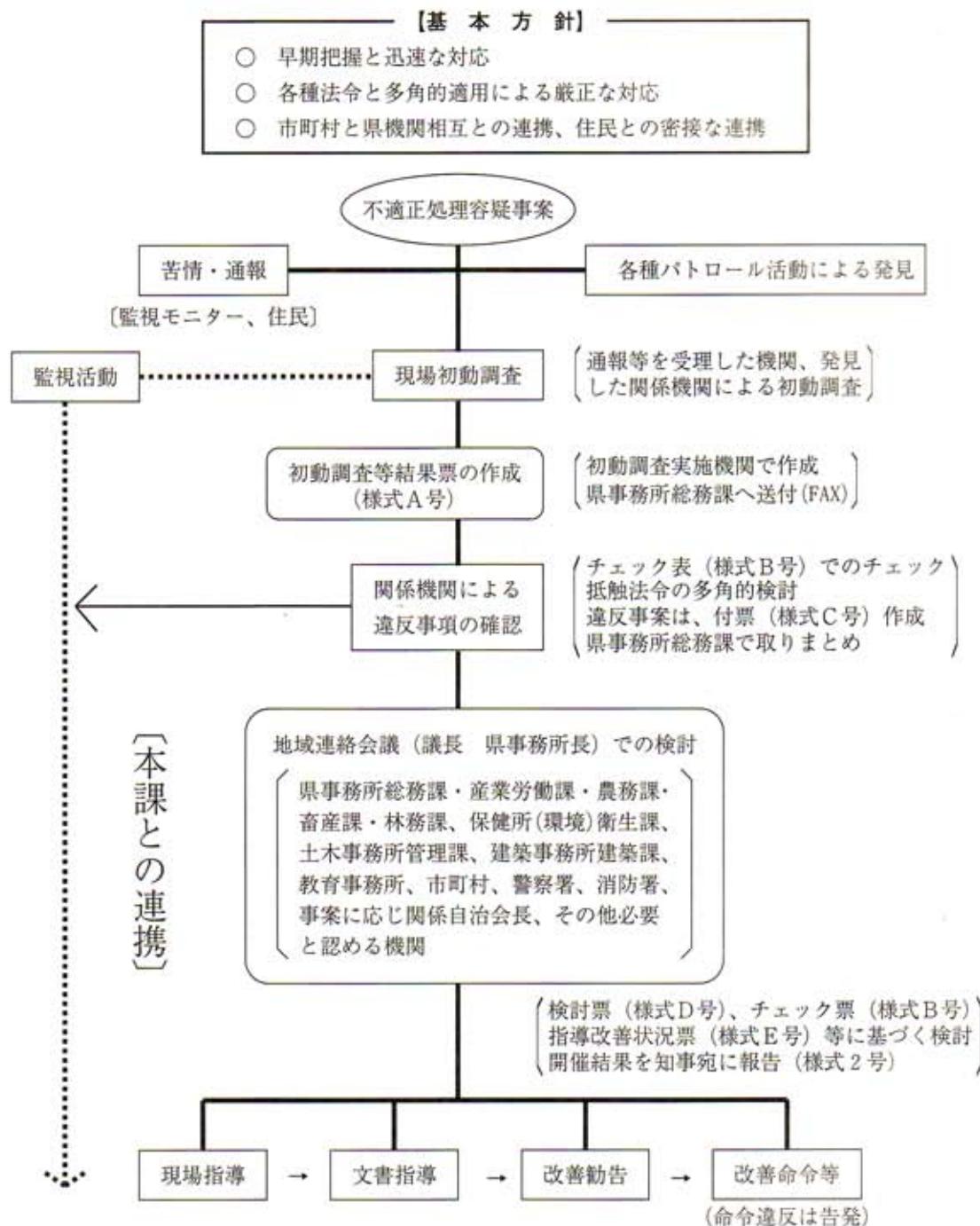
(4) 違反者に対する文書指導

行政指導の一層の実効性を確保するため、保健所等の職員が個人名で実施していた指導票の交付を廃止し、原則として、法令を所管する関係機関の長が文書による指導を実施するものとする。

3 その他

県による的確な実態把握のため、連絡会議による会議の結果及び各施策の実施結果を知事宛報告事項とするとともに市町村及び保健所が行っている定期報告の様式を改正するものとする。

廃棄物不適正処理対応マニュアルフロー



廃棄物不適正処理対応マニュアル

【目的】(対策要綱第1条・第4条)

不適正処理の早期改善、未然防止を図り、住民の安全、健康及び福祉の保持並びに地域の生活環境及び生活衛生の保全に資する。

【基本方針】(対策要綱第3条)

- 早期把握と迅速な対応
- 各種法令の多角的適用による厳正な対応
- 市町村と県機関相互との連携、住民との密接な連携

【市町村、県の任務】(対策要綱第4条)

- 市町村～ 住民に一番身近な自治体として、住民との連携による的確な不適正処理への対応を図る。
- 県 ～ 県機関相互、市町村等との連携により総合的な不適正処理対策を講じる。

【根 拠】

地方自治法第2条第3項（地方公共団体の事務）

第1号「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。」

第7号「清掃、消毒、美化、公害の防止、風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の環境の整備保全、保健衛生及び風俗のじゅん化に関する事項を処理すること。」

【通報等受理窓口】(対策要綱第6条)

① 平日・執務時間内

- 市町村 環境衛生担当係
- 県保健所 (環境)衛生係
- 廃棄物対策課 産業廃棄物係
- その他 市町村関係機関、県関係機関

② 休日・夜間

- 上記各機関の宿直又は警備員
- 宿直、警備員は、受理後速やかに関係機関担当者に通報内容連絡

特集

- 【パトロール活動等の実施】(対策要綱第7条)-----
 - 「岐阜県廃棄物不適正処理防止パトロール活動実施要領」に基づくパトロール活動実施
 - ・ 地域連絡会議によるパトロール 月1回以上
 - ・ 全県パトロール班によるパトロール 随時
 - 各機関で実施する各種パトロール活動、通常業務においても不適正処理事案の発見、未然防止に努める。

- 【初動調査】(対策要綱第8条・第9条、実施要領第3条)-----
 - ① 平日・執務時間内
 - 通報等を受理した機関及び関係市町村により初動調査を実施
 - 通報等の内容から、他機関の所管法にも関連すると認められる場合は当該関係機関とともに初動調査実施
 - 初動調査は、行為者、付近住民からの事情聴取等により実施
 - 〔調査項目〕
 - 現況調査
 - ・ 現場の状況、生活環境への影響状況
 - ・ 行為の内容、廃棄物の種類、量等
 - ・ 現場の地番、地目、面積
 - 行為者等調査
 - ・ 行為者の氏名等
 - ・ 土地所有者の氏名等
 - ・ 行為の目的、行為開始時期等
 - ② 休日・夜間の対応
 - 宿直、警備員から連絡を受けた事案は
 - ・ 緊急を要するものは、速やかに
 - ・ その他の事案は、勤務時間に至った時点で早急に上記①の要領により対応

- 【初動措置等】(対策要綱第10条、実施要領第3条)-----
 - 初動調査の実施により、不適正処理を確認した場合は、現場において、速やかに環境保全上必要な措置を講じさせる。
 - 初動調査の結果について初動調査等結果票(様式A号)を作成し、連絡会議に報告(県事務所総務課に送付)
 - 現場において即時に是正させ、再発のおそれがないと認められる軽微な事案についても、必要な措置を講じさせた後、初動調査等結果票(様式A号)を作成し、連絡会議に報告(県事務所総務課に送付)

【関係機による法令チェック】(実施要領第4条、第5条)

- 県事務所総務課は、送付された初動調査等結果票（様式A号）を各種法令チェック票（様式B号）とともに関係機関に送付し、法令違反等の有無をチェック依頼
- 関係機関は、送付を受けた初動調査等結果票（様式A号）に基づき各種法令チェック票（様式B号）記載の所管法令についてチェック実施
- 法令チェック時には、必要に応じて現場調査の実施、初動調査機関との連携を図る。
 - ・ チェック後、当該チェック票を県事務所総務課に返送
 - ・ 法令違反、又は違反のおそれが認められる場合には、付票（様式C号）にその概要を記載しチェック票とともに県事務所総務課に返送
- 県事務所総務課において、各種法令チェック票・同付票をとりまとめ、検討票（様式D号）を作成

【監視活動の実施】(対策要綱第11条)

- 初動調査の結果、法令違反が認められる場合、その他継続して監視を実施する必要が認められる場合には、関係機関により監視活動を実施
- 監視活動は、市町村及び関係自治会の協力のもとに実施

【廃棄物不適正処理対策連絡会議による検討】

(対策要綱第12条、実施要領第5条)

- 会議は、不適正処理事案の発見、把握に応じて開催するほか、原則として月1回以上開催。招集は議長（県事務所長）
- 不適正処理検討票（様式D号）に基づき、必要な指導等実施すべき方策を検討し、該当法令を所管する機関を中心とした指導方針を決定し実施
- 会議での検討状況及び指導・改善状況を不適正処理検討票（様式D号）及び指導・改善状況票（様式E号）で記録化
- 会議開催の都度その開催結果を知事に文書報告（様式第2号。県廃棄物対策課経由）

『連絡会議の組織』

- ・ 議長は県事務所長、副議長は県保健所長
- ・ 事務局は県事務所総務課に置き、県保健所が補助する
- ・ 組織機関は、県事務所総務課・産業労働課・農務課・畜産課・林務課・県保健所（環境）衛生課、土木事務所管理課、建築事務所、教育事務所、市町村、警察署、消防署、事案に応じ、関係自治会長、その他必要と認める機関等

『連絡会議の任務』

- ① 不適正処理に関する情報の収集、分析及び実態の把握
- ② 不適正処理又はそのおそれある事案に対する関係法令の検討
- ③ 関係法令に基づく迅速、的確な指導、早期改善の実現
- ④ パトロール活動の実施
- ⑤ 不適正処理防止のための各種施策の研究及びその施策の実現
- ⑥ 不適正処理防止のための啓発活動の実施

特 集

【違反者に対する指導】（対策要綱第13条）

法令違反者に対しては、現場での口頭指導を行うほか、原則として、当該法令を所管する機関の長が速やかに文書での行政指導（注意、勧告、警告等）を実施

【本課との連携】（対策要綱第14条）

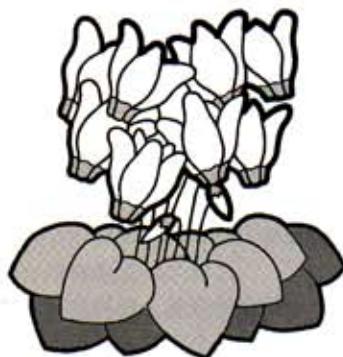
- 県機関は、上記初動調査、初動措置、法令チェック、文書指導等の各段階に於いて、本課との密接な連携を図る。
- 本課は、事案に応じ、改善命令などの行政処分を迅速・的確に実施
- 命令違反者、悪質業者については、行政指導と並行して刑事告発の手続をとる。

【通報者への連絡】（対策要綱第16条）

通報者に対しては、原則として、通報を受理した機関が、対応状況、結果を連絡

【定期報告】（処理対策要綱第17条）

- 市町村は不適正事案処理状況を四半期毎に県保健所に報告（様式第3号）
- 県保健所は、市町村の報告及び管内の不適正事案処理状況をとりまとめて、四半期毎に県衛生環境部（廃棄物対策課）に報告（様式第4号）



産業廃棄物の動向と課題

講師 (社)全国産業廃棄物連合会

会長 鈴木勇吉

当協会は、昨年11月19日岐阜県水産会館会議室において、今回の廃掃法改正について会員に対し説明会を開催しました。開催にあたって鈴木勇吉全産連会長を講師にお招きし、基調講演会を開催しました。鈴木講師は「産業廃棄物の動向と課題」を演題に、今後の産業廃棄物の動向について1時間15分にわたって講演されました。以下はその内容をまとめたものです。



はじめに

ご紹介をいただきました鈴木でございます。本日はお招きをいただきましたので、この度の廃掃法改正について、その後政令、省令の改正作業が進んでおりますが、これらのことにつきましてお話し申し上げたいと思います。廃棄物処理法の改正に基づきましてこれが3つに分けて施行されることは、ご存じのとおりであります。1番近いのは6月18日公布の日から6ヶ月後の12月17日に施行されるものなかには、罰則の問題とか、排出者の排出計画とか、そのようなものが入っております。来年の6月18日、法律が国会を通過しましてから1年後に、ここでは後でお話しますが処分場の基準の問題とか、手続きの問題、それは来年の6月17日からということになろうと思います。

1年6月後の来年の12月17日からはご存じのように「マニフェスト」が産業廃棄物処理の全部に電算化を目指しながら適用になります。

今日はこのあと県の担当の方から、法律の改正の中身については説明があることになっておりますし、ダイオキシンの問題を含めて大気汚染の担当の方から法律に基づき説明されると思います。

私の方は、それとは別な立場といいますか、私の略歴にも書いてありますが、今後の法律改正に当たりまして、厚生省の委員会のメンバーの1人でありますし、或いは、リサイクル問題につきましては、通産省の委員会のメンバーになっておりますけれども、少し政策的問題に携わった立場、そして廃棄物処理業界の立場で随分いろいろと議論をして参りましたことを含めて、お話を進めさせていただきたいと思います。

再資源化施設の認定・手続きの明確化

実は今朝のNHKのニュースでちらっと出ましたけれども、昨日リサイクル関係の委員会、これは電化製品についての厚生省の委員会、廃棄物処理部会というものが開かれまして、午前中私もその会議に出ていたわけですが、そこでこのリサイクルの問題が議論されておるわけでありますが、問題は、今後の改正法におきましても、1番先に再資源化をするものについては、厚生大臣が施設についてこれを認定する。と言うようなものが新しく改正法の中に第1番目に出でてくる。それから、第2番目には、今度は手続きですが先に一寸申し上げましたように、今迄は処分場や中間処理場の設置の手続きについては、基準は、国が定めておりますけれども、手続きについては旧法は殆ど触れていなかったわけであります。そのために各自治体が、県は保健所を持っておりまし、政令市は市長さんが行政指導と言う形で、或いは要綱と言う名のもとにそれぞれ申請手続きの中身について行政指導をやってきたと言うことはご承知のとおりであります。問題は各県ばらばらで、そしてまた、同じ県の中でも政令市と県の歩調が必ずしも一緒ではないわけがありまして、各県がそれぞれ行政指導を行なっていると言う形になっております。最も、それも県によっては、岐阜県のように海が無い県、山が非常に多い県、或いは海に面している県と、それぞれの自治体によっていろいろ環境が違うわけですから、そう言う面においての指導と言ふことならば私共も納得がいきますが、どうも、隣の県、隣の県とABCで全部中身が違う。そう言うことで処分場等の設置を進めようとしても、進めることが出来ない。ですから、基準だけ国が造れば良いと言うわけではなくしてやはり、申請手続きの中身についても国はきちんと法律の中に盛り込むべきであると言う議論を実はやったわけであります。そう言う趣旨を盛り込んだ形で今回の改正法が出来上がっておりま

す。

マニフェスト全適用の制度化

これにつきましては後でお話を致したい。それから、マニフェストの問題であります、ご存じのように特管物だけ今は、制度化されておりますけれども、他のものは行政指導でやっていると言う状況の中で、マニフェストが必ずしも、と言うよりは、かなり適当に使われている。と言われております。私なども警察庁とも連絡を持っておるわけですが、警察庁の人達に言わせると、会長さん、マニフェストと言うものは、あれは一体何の意味があるのですか、我々が検挙してみると、中身は全部でたらめですよ、と再三言わせてきました。大変辛い思いをしてきたわけであります。やはり、それは行政指導に基づいてやっており、それは任意でありますから、しかし任意であっても、でたらめをやってはいけないです。そこで、全部にきちんと制度化をして適用をしよう。と言うことになったわけであります。適用する以上は当然のことながら、偽の伝票を造ったり、中身を偽った場合には罰則をきちんとこれに適用をしよう。と言うことになっておりまして、その罰則の部分だけは申し上げましたように、来月(12月)の18日からきっちりと施行されるわけでありますから、それで、警察の皆さん方は今までよりも悪質な業者は、無許可業者等、或いは排出者自身が不法投棄をやる。これが一番多いのですけれども、そういう者に対する検挙体制をかなりとることが出来る。と言う話になっておる訳であります。これもご存じのように不法投棄については、法人に対しては最高1億円の罰金を徴収することが出来る。これは環境関係法の中で1億円の罰金を適用すると言うのは、非常に突出して厳しいですけれども、そう言うことになりましたし、個人が不法投棄をした場合には、1千万円の罰金を適用する。従つて罰金額が大きいと言うことは、懲役刑もかなり勝ちとることが出来ると言うのが、警察の考え方

であります。従って警察としては、悪質なものについては厳重に厳しく臨むことを考えております。と言ふことを国会でもそういう答弁をしていく訳であります。

リサイクル問題の基本的な考え方

先ず、再資源化、リサイクル問題の基本的な考え方を申し上げたいと思います。法律では確かに先ずリサイクルを持って来ましたけれども、これは再資源化をやる施設、或いは、やる企業の認定を厚生大臣がすると言うことについて私共処理業界の立場からは、相当厳しく注文をつけさせて頂きました。廃棄物の処理をするのが許可制度であって、そして、リサイクルが認定制度と言うことになれば、認定の方が一寸楽だと言うことになりますから、それでは問題が解決をしないだろう。となぜならば、今でもリサイクルと言う名のもとに不適正処理が横行している。そう言う状況のなかで、それをむしろ煽るような解釈をされる。このような現状のまま制度化をすると言うことは好ましいことではない。そこで歯止めをかけなくてはいけない。従ってリサイクルを認定する中身につきましては、廃棄物処理業者が許可を受けると同等以上の厳しい、やはり資質を問うと言う形で認定制度にすべきである。と言う主張をして参りました。これは、ほほそり言うことになるだろうと思います。ある意味では、逆に見ますと、リサイクルの認定制度ができることによって怪しげなりサイクルについては、これは罰則の適用も、それに持っていくことが出来ると言う形になるだろうと思います。

基準と手続きについて

それから、次に基準と手続きの問題であります。そして、不法投棄対策の問題がそのあとに続くわけであります。その両方が非常に密接に関係がありますのでお話し申上げます。まず、一つはこれは前進の部分として評価できますのは、ミニ処分

場ですが、自己処理というミニ処分場、或いは、自己処理という中間処理は施設の許可を取らなければ自己処理と言えども自分でこれを使うことは出来ない。ということにしました。1千平方米とか、3千平方米とかの裾切りを止めてしまって、どんな小さな施設であっても、それが国の基準を充たしているかどうかについて、これは処分場だけではありません。中間処理場も、例えば、焼却施設もそうでありますが、それがきちんと基準を充たしているかどうかについて、当該県知事の許可を受けなければ使用出来ない。工場の敷地でドラム缶の中に廃棄物を入れて勝手に燃やすということになりますと、こらは明らかに違反になるとということであります。従って、私共、処理業界としてずっと強調して来ましたのは、例えば、ミニ処分場という不法投棄、そういうことによって本来の処分場に廃棄物が回らないで、そちらの方で不適正に処理されてきたということが、全国で随分横行していたのであります。しかも、それは処理業者の許可を持っている者がやるのではなくして、アウトサイダーがそれをやるということが大変問題になっておりましたので、これにピリオドを打つ必要があること、或いは一部の工場等において、あたかも工場の中の施設を動かしているような形で夜にでも、煙突を付けた小さな施設で廃棄物を燃やしてしまう。そういう事例が多々見られるということがありますと、そういうものについては当然行政は立ち入りをして見付けた場合には、罰則の適用をびしひしやっていくというような話を論議を致しました結果として、今度の改正法の中に入っているわけであります。

住民同意について

さて、そこで肝心な手続きの問題ですが、県の指導要綱等につきましても、住民同意の問題、同意を取るということは果たして今のような形で同意を取ることによって施設の設置を進めていいのかどうかという議論を行いました。特に私は処理

業者でありますから、その辺の問題点等を鋭く経団連等と対立をしましたけれども、どういうことをやったかというと、私は同意行政は反対である。住民の同意を取るということは、純粹に同意が取れるということは余り考えられないのではないか。残念ながら、やはり、物や金を欲しがる同意というものが存在していますよ、或いは、金をやらなければ同意が出てこないこともありますよ。しかも、その輪がどんどん広がって行く。そういう歪んだ構造の上で同意が出来たから、それでは進めてもよいという。そういう今の自治体全般の姿勢というものには、極めて疑問を持つ、住民の反対がなければ許可を出そうということ。問題はその先の施設が本当に大丈夫であるのか、どういう施設かということをきちんと検討をして許可を出すのであるのに拘らず、あたかも同意の方がずっと大切である。と一見みられるような同意行政というものは、極めて疑問がある。ということを私は一貫して主張して参りました。従って同意ではなくして、もし住民と我々処理業者と相対するならば、それは意見を聴取するべきではないか、ということを申し上げました。ただし、今迄はどちらかというと、市町村の反対の姿勢が強まっておりますから、最近は必ずしもそうではありませんが、改正前の法律というのは、県知事と処理企業との間でやり取りをやって進めて行く。その間の手続きのプロセスの中で市町村長の同意という意見書を求める。そうなると当該住民は、わからない状況になります。これは市民運動の皆さん達が言われるように、やはりどこか歪んで見えるのは当然だと思います。従って意見を聴取することに致しましたのは、具体的には法律の中ではこうなっております。計画をたてたら、その計画書を県に提出します、県はその計画書を当該市町村の供覧に付す。1ヶ月となっておりますが、私は、1ヶ月では短すぎるのでないかと思いましたが、法律は1ヶ月となっております。同時に利害関係のある関係住民、敢えて関係住民と法律はう

たっております。他所から来て旗を振る人達も随分おりますから、やはり、施設に対して実際に何らかの関係が生ずる人達の利害関係もそうですし、環境的な面でも関係の生じる人達の意見を聞くことは、当然のことですから、住民の意見書を出していただく、これは、最初からどういうものを造るかという計画の内容が地元に情報の公開が出来るということ、それに対して地元は、反対のための反対があるかも知れませんが、いずれにしましても意見を出して下さい。市町村も意見を出して下さい。あそこは水源地が近いから、危ないから、どういう手当をするのか。或いは、道路を使う場合にダンプカーが行き来するからどういう対策をたてるのか。或いは、処分場の中や焼却施設について、それが本当にダイオキシンを出したり、或いは、処分場がきちんと水質汚濁を伴うことのないような形になっておるのかどうか、科学的にそういうものの意見をそれぞれだしていただく。という中身にしたわけあります。今迄はそうではなく先程も申し上げましたように、先ず、同意を取りなさい。同意を取って住民が騒いだ後から、あそこは水源地に近いとか、遠いとかという話が出て来るわけでありますが、これではたまたまものではない。私共処理業者が、或る県の或る地点にここは処分場の適地だと思って処分場を設置しようとする。そうしますと県の方は、設置されるのは貴方がたの勝手だから、そのかわり同意を取りなさい。という返事がきます。同意を取ろうとその周囲を取りますと、更に広く周りを取る。そうするともっと遠い所は、俺達には何のメリットもないから反対をしよう。といったことで、あっという間に5年、6年、10年が経ってしまう。何時許可になるかどうか分からない。県の方も同意が取れていませんから許可をするかどうかで、そればかりでは勿論有りませんが、そういうことで今迄は推移をしてきました。ご存じの方もあると思いますが、北海道で或る意味では、明解な判決、廃棄物処理法に対する批判もちゃん

と裁判官は書いてありますけれども、少なくとも住民同意については、こらは適格性が無いという判断を下して、そして、道が許可を出さなかったことについて、許可を出すべきであるという司法判断を下しておりますが、それが一番新しい判断です。裁判では前から色々有りましたが、それはそれと致しまして、申し上げましたように、やはり、最初から同意の中身のものを造りますよ、従って、その中身について意見をいただくと、しかも、その計画書には必ず環境影響評価書を付けなさいと、今度はなっております。

環境影響評価書の添付

この環境アセスの問題は非常に悩ましい問題でありますて、これは、環境アセス法に基づいてやればこれは4シーズン、3年も4年もかけて、そして随分と広い分野で影響を取らなくてはいけない。或いは動物や、生物、植物まで見なくてはいけない。そんなことを最終処分場や中間処理場に出来るわけがないんです。従って、今進めていた大いにありますのは、それは、例えば、水質に対してどうであるとか、或いは粉塵はどうであるとか、常識的に考えられる範囲でどのような影響を与えるかということについて、影響評価をすれば良いという形のアセスですね、ミニアセスについて市民運動をやっている方に言わせると、それはアセスではなくて「アワセメント」だなんて悪口を言われておりますけれども、私はアワセメントでも良いと思うんです。それだけのものをきちんと調査をして申請書と一緒に付けるわけですから、そういう形で手続きを法律で裏付けたわけであります。そこで、市町村、或いは住民の意見を収集したものをどうするかというと、それを第三者である学識経験者に、これは県知事が委嘱するとなっておりますが、学識経験者にそれを審査をさせる。ただし、科学的な審査というふうに表現をしております。ですから、私共処理業界から要求を出しておるのは、一切政治家はそのメ

ンバーに入れないでくれといつております。政治家を入れればすぐ首長選挙、或いは議会の選挙、そんなことに必ず行ってしまいますので、それは困るわけで、科学的、客観的に判断の出来る学識経験者というものに凝縮していただかなくては困る。ということを申し上げているところであります。これも、知事が委嘱するところまで国が嘴を入れることは、地方分権が言われている時代に少し大変だなという思いがあるようではありますか、しかし、私共の方では、やはり政令、省令の中にきちんと科学的に判断していただける人に委嘱しなければならない程度のことは国は書き込めるのではないか、という要求を致しております。どうなりますかはまだ分かりませんが、これは皆様ご存じのとおりであります。例えば、県議会議員の先生が入れば、自分の選挙を先ず考えますから、客観的に科学的に判断なんてことはとても、怒られるかも知れませんが、今の日本の政治形態の中では無理だと思います。皆さん方も多分そのようにお考えのことだと思います。ですから、政治家の皆さんには入っていただきたくないわけです。出来れば学識経験者の方だけで客観的に、例えば、計画書に意見書が出てそれぞれ審査して、これはいけるなというものは、県に渡す。県は、行政手続き法に基づいて許可をすれば良い。これは一寸無理だなあというものについてはもう1回返しますよと、この中身ではという判断をしていただければ良いので、そうすれば今迄5年も、6年も、10年もかかっていたものが少なくとも1年位の間に結論が出ますから、我々民間の企業としてもそれ程傷つかなくても済むということになるはずです。よく考えて見ますと、大体申請を出して7年も8年も引っ張られて、そして結論が出ないなどという国はこれは後進国にも余り無いはずで、先進国にはそんな国は有りません。日本だけの現象であって非常に遅れている部分であります。しかし、遅れている部分であっても、そういう形にならざるを得ないところに私は残念

ながら今の日本の文化水準というものが、或いは国民の水準と言っても良いかも知れませんが、そういう形になっているような気がしてならないわけであります。何にしましてもそういう手続きをやって、許可申請に結びつけていこうという考え方で今回の法律が出来て参りました。ですから、手続きの問題につきましては、私は国の考え方としてではなく、我々処理業界もそうですが、やはり、従来の行政指導の中身をかなり国の制度に合わせるという部分が出て来るだろうと、勿論補完する部分は従来通り必要であります。けれども、少なくとも手続きについては、住民同意を掲げて行くということには、なかなかなり難いのではないかと思っております。と申しますのは、昨日、連合会で処分部会をやりまして、もし、この国の法律が施行されたときに、なおかつ、どうしても各県によっては従来通り住民同意を掲げていくとした場合には、連合会として対応を考えなくてはいけない。もう一つあります。広域移動を禁止しているわけでは有りませんが、少なくともチェックをして他県のものは入れないという考え方があります。これも或る意味では理解できるんですが、これについても随分と議論をしました。しかし、国はあくまでも産業廃棄物は広域移動で処理せざるを得ないし、それを認めて行こうということになっておりますが、各県ではそうならない。それはやはり、各県が他県のものを受け入れたりして、問題が出てきているから、当然受け入れたくないという姿勢になることは理解が出来るのでありますけれども、少なくとも、民間と民間の契約で適正処理が担保されなくてはいけませんが、産業廃棄物が産業という名のもとに移動する場合に、自治体がそれを何らかの形で阻むということになれば、これは違法性が非常に強い。例えば、民法上で争った場合には多分県は負けるであろう。それは当然のことであろう。しかしながら、実態はそうせざるを得ないという問題について、私は国の責任は極めて重いということを言って來

たわけであります。しかし、現実はなかなかそういうところが改まって行くのは難しいかなと思っております。けれども、それはあくまでも今のような、不適正や、不法投棄や、或いはダイオキシンがどんどん出ているような状況の中で、しかも、処分場を持っている県があって、そして、その近くに処分場の許可を出さない県があって、そうすれば許可を出さない県は許可を出した県の方へ移動して行く。これはやはり一種の矛盾であります。それぞれの行政の考え方でやられてはいるのですけれども、日本の国全体の産業振興とか、環境問題を考えた場合には、やはり、それでは本当の意味の環境保全という形にはならないだろうと、従って、やはりその必要な処分場、必要な中間処理場はこれは認めて許可を出して行くという方向がなければならないし、そうかと言って、水の問題が色濃く介在しているところに処分場を造らせてはならない。という考え方もこれもまた当然のことだろうと思います。

環境マップの作成と循環型社会への道標

従って、私が国で主張しましたのは、各県は、やはり環境マップをつくるべきではないかと、それには相当の予算もかかるであろうけれども、それは国で、環境庁で考えなくてはいけないよ。と、従って、例えばA地区、B地区、C地区に分けて、どうしても処分場のようなものを造っては水が汚れるという蓋然性が強いというようなところは、我々が処分場を造りたいといつても、そこは駄目ですよ、というような形の環境マップと言いますか、地図をきちんと造るべきではないか。というふうに主張をして参りました。これも予算を伴いますので簡単には通らないわけですが、何れはそのようにして行かなければ、処分場は段々造れなくなるわけでありますから、そこで1つ考え方を入れたいわけであります。今、処分場が中々造れなくなるわけでありますから、よく言われますように循環型社会を造るという、そういう考

方があるわけですが、しかし、循環型社会を造るという理想としては、或いは学問的な議論としてはよいけれども、しかしながら、循環型社会というのすぐ出来るわけではない。そこへ至るまでの間、先ず、当面の現状をどう環境に対して解決して行くかというビジョンがきっと出てこなければ意味がないのです。そしてそのビジョンが出たその先を中長期的に睨んで循環型社会を造って行くという道標を造らなくてはいけない。と私は思っております。残念ながら今度の改正法でも、とてもそこまでは行かなかつたわけあります。と申しますのは、大改正をやります。或いはある意味では大改正をやつたわけですけれども、しかし、それは現行制度の枠内で改正をし、作業をし、議論をしたというに過ぎないわけであります。なぜ、19種類の産業廃棄物があって、それ以外は一般廃棄物なのであるか。なぜ、その有害物を100%補足するというような制度になつていいのか。或いは、なぜ、かなり公共的意味合いを持つ処理施設に対して、民間の施設というものについては殆ど見るべき手を打てないのであるか。そういうことについての答え、或いは、事業系一廃と産廃の幅狭している部分が多すぎるのではないか、或いは、有価物であると判断した場合は、廃棄物ではない。しかし、それは市場の流れによって、有価物で無くなれば廃棄物だよという解釈。そういう色々な問題の解決は、今回の改正法では一つも無い。それは従来の枠の中でやっているものですから、私共は、本当は全部それをガラガラ・ポンして制度の組み立て直しをやらなければ駄目だろう。そういう議論をすべきじゃないかということを主張をしてきたわけあります。けれども、まだ、国の段階ではとてもそこまで踏み込めないというのが実状でありました。また、私共の処分部会では次の改正に向けて、そういう議論をやって行こうということで始めているわけであります。詳しい学者の先生方をお呼びしたり、議論をしたりして行こうとしております。手続きにつ

きましては、そういう形で国の法律に手続きが制度化されたわけであります。

機関委任事務と情報公開

これもご存じの方もおられると思いますけれども、国は機関委任事務という形で自治体に事務を機関委任している。従って、これに対して自由裁量権というのがありますが、難しい言葉で言いますと、羈束裁量というのが機関委任事務の立場です。羈束裁量というのは片方に自由裁量という問題があって、それを知事や市長が自分の考え方で許可をするということではなくて、羈束裁量である程度縛って、これは国の委託した事務だから国の代わりに許可をしなさい。という考え方になっています。それが廃棄物処理法のとる法律の立場なのです。この辺の問題も、私は、やはり根本から議論をしなくてはならないと思っておるわけでありますけれども、そういうことも今回は残してしまったまま改正をして来たということですので、その手続きについても機関委任事務の立場から、出来るだけ全国均一化に近い基本的な考え方を手続きに入れようということで、今回の改正法はなっていると思います。逐条の問題につきましては、当然それぞれ行政の方が各県で説明されますので、私は考え方だけ述べておりますけれども、或いは、こういう議論があったということを述べておるわけであります。そういう手続き、そして当然のことながら、情報公開を最初からして手続きをし、許可を受けて設置をした場合には、今度は管理運営についても関係のある当該市町村や、関係住民については何時でも情報の公開をしていくなくてはいけない。水質の問題にせよ、或いは、処分場の中についても、いつ、何時に何処の企業から、どういう物が運ばれて来てどのように埋め立てているのか、そういう情報を関係住民や地元の市町村に公開をして行こう。というように改正法律の中では、今までなかった部分が入れてあるわけあります。これにつきましては、私も処理業者

の立場でやはり、最初からどういう施設を造るのかということを住民の皆様に知っていただくということが大事であるし、どういう管理運営をしているのかを知っていただくことも大事である。従って、そういう情報公開を基本として今後、処分場の設置や中間処理場を進める以上は、反対のための反対というような形での市民運動というのには、私は、やはり困る。それを認めるわけにはいかない。ということになるだろうと思っています。少し横道にそれますが、私は、明朝9時から埼玉県の所沢というところで、日本中で一番問題になっている地域に、埼玉県と一緒に入って行くことになっておりますが、今迄に何回も行っておりますが、私は何時も市民の皆さんや、反対運動をやっている人達に申し上げるのは、貴方が、例えば私共処理業者の焼却施設に向かって「そんなものは無くしまえ」、「そんなものは何処かへ行ってしまえ」ということをいくら叫ばれても、日本の国の環境問題はいささかも変わるものではない。そんなことをしても解決はしません。変わることどころか解決には少しも向かわない。ということを一貫して市民の皆さんに言っております。ある意味で私共処理業者も、市民の皆さんと一緒にになって、パートナーとなって問題の解決に向かいたい。そのためには大きな輪を作らなければならない。なぜならば、それは私は一番間違つて来たのは政治とそれから、大企業を中心に大量生産、大量消費に向かってきたことについての経済界の責任というのは、きわめて重いわけでありますから、そういうものに対して、私共は世の中を変えて行こうという姿勢で、手を結び合うのなら良いけれども、そこで施設を作るというところに押し寄せて行って「お前は造るな」とか、「そこを止めてしまえ」とかいうかなり感情論に傾いた形でやられるということは、私はこれは大変な誤りであると、白黒で決めることではないのです。決めなければいけないのは、日本の国全体の環境問題を私共は自覚をしてやらなければいけない。同時に私共も

市民の一人一人として、消費者として、私も車を運転しているときには、排気ガスをだして加害者です。ところが道路を歩いているときは被害者なのです。我々は加害者と被害者の両方を持っております。従つて、私共自身も市民運動をやる人達自身も出来るだけ廃棄物を出さないようにするとか、環境を護るためにどうしたら良いかと言う自分自身の問題、身近な問題の解決をしようと考えながら、そしてそのうねりをやはり政策に向けて行くということでなければいけない。廃棄物処理法をもっと、先に申し上げましたように枠内で解決をするのではなくて、根本的に廃棄物処理法には必要な部分にはきちんと規制をかけて、そして必要な部分は当然規制をかける必要もない。或いは、手続きばかりいろいろ難しい問題を設定して、そして、肝心な廃棄物が適正に処理されたかどうかという問題は、そっちのけになってしまふような、そういうことではいけない。ということを私は声を大にして言ってきました。そういう意味では廃棄物処理法の中で、改正審議会の中で随分議論をやってきました。

処分場の設置基準

さて、それでは一つ具体的な話を、時間も有りませんから、先ず、安定型処分場、10月30日付けで通達が出ておりますが、設置基準の報告書が纏っております。これも専門委員会をつくりました。これには私は入ってはおりませんが、学者の先生達が中心になってきめた基準ですから、かなり問題点があります。そこでこれから一寸言いたいわけですが、これは環境庁と厚生省とがそういう委員会でもって審議をしまして、両方が中々合致しない部分があります。摺り合わせをやりながらやってきました。その中身が問題なので、実は私はこの2ヶ月位は、環境庁長官とか、厚生大臣は勿論ですが、国会の有力な先生方に相当働きかけをやって参りました。厚生省には申し訳ないのでお断わりをしながらやって来ましたが、

と申しますのは、幾つかありますが、一つは環境の基準を厳しくすることは結構です。しかし、私共は排出する方も処理業者の方もおられるわけで、実態をよく知っております。管理型の処分場により基準を厳しくすれば、それだけ設備投資をしなくてはならない。当然のことですが、設備等を厳しくするのであれば、これはもう30億円や、40億円じゃなくて、100億円、200億円かければよいわけです。そうすれば、管理型の処分場は立派な上に立派なものが出来ます。しかし、廃棄物にそれだけのコストを現実にかけられますか。ところが、黙っているとそういう議論になってしまいます。学者の先生方の議論、そういうと学者の先生方に怒られますけれども、そういう議論になって行く。今だって、現状においても管理型の処分場をしっかりやっているところは、何も問題を起こさないでやっております。安定型もそうですが、ですから、そこに標準を先ず合わせるべきなのに、問題を起こしている処分場に標準を合わせるものですから、自分達では、現場を幾つもみられていないで、実態を知らない、出来るだけ遮水シートの厚いものを2重にしろ、3重にしろという議論になってくる。じゃあそれだけのコストを経團連がOKするでしょうか、これは絶対にしません。また、そんな設備をして経営が出来るのでしょうか。コストが非常に高ければ不法投棄が山になって行くという実態が片方にあるわけです。そういう実態を見ないでそこだけで議論されてはたまらないわけです。しかし、多分にそういう形で議論をされて、今回基準の改正が行なわれている部分があります。それから、安定型の問題がありますが、安定型は無くしてしまえ、という議論が先ずありました。環境庁には中央環境審議会というのがあります。厚生省には生活環境審議会と国の方では、中央と生活の違いで一体我々国民からみるとどう違うのかと言いたいような、そこで、厚生省のメンバーが環境庁のメンバーになっておられるという。両方に金をかけて、同じことを両方で

やりながら結論が異なってくる。環境庁というのは、より厳しい基準を出せば良いという立場です。厚生省はさすがに、いつも我々と会っていますから、実態と合わせたい。と、まあ、縦割りというのはそういうことになっております。そこで安定型処分場を無くせという議論が最初は非常に強かったわけです。安定型の処分場を無くして、日本の経済が持りますか。と私は率直に申し上げました。持つわけがないでしょう。安定型処分場というのは、全国に1,200余あるわけです。安定型のそれを全部無くしてしまって、しかも、法律の上では手続きまで国が決めて、処分場を何とか造らせようということを今度の改正法で一生懸命片方でやっておきながら、片方の議論は安定型は無くそうという議論をやっているわけです。こんな矛盾した話は無いのです。さて、そこで、安定型を無くそうと言われる先生方に、私は安定型を無くしたら大変な影響が出ますよ。と、1つは日本の産業の根本を揺るがせかねない。それは、安定型を無くしたら管理型へ持って行かなくてはならない。管理型はそれだけのキャパシティを持っていない。少ないですから、日本の経済活動の実態から見まして、そんなことは出来るわけはないですよ。と、もう1つは今迄でも富士山と称する不法投棄が多いのに、そんなことをしたら、益々不法投棄の山になりますよ。一体そういうときどうするのですか。貴方かた責任をもつのですか。とお話をしたわけであります。それじゃあ、まあ、安定型を残そうか。と、その代わり安定型というのは悪いことをして問題を起こすから、廃プラスチックその他は抜こうじゃないか。と、これも非常に非現実的な話になりますね。廃プラスチックを安定型から抜いたら、安定型はやっていけません。というのが我々の立場なのです。しかも、廃プラスチックがそんな悪さを実際にするのかどうかという問題です。燃やすから、ダイオキシンが出るのです。廃プラスチックを安定型から抜いて、それじゃあ焼却をするんですか、管理型に持って

行くんですか、こんなに大量に出るものを、そんなことをしたら大変なことになりますね。ダイオキシンはもっと増えるでしょう。私は大臣にお会いしたり、或いは先生方に説明をしました。そして、ある意味では圧力をかけていただいたわけであります。けれども、そういう場で随分申し上げたわけです。じゃあ、まあ廃プラスチックはやはり認めざるを得ないか。と、環境庁はかなり抵抗があったようですが、認めざるを得ないところへ来ました。ただし、私の方もそれだけ頑張ったわけですから、2つについて、1つは安定型の処分場が悪いことをしたら、それは、直ちに搬入を止めるべきである。そういうことを行政がやるべきである。厳罰で臨むべき必要があるだろう。もう1つは、安定型は、問題を起こしているから、やはり、周辺に井戸を掘って水質の検査をやるくらいの基準は止むを得ません。それと安定型に持っていく場合には、積み替え保管場を含めて、きちんと選別したものを持って行かなければいけないということは、それは当然のことでしょう。という返事を出したわけです。しかし、考えてみると、今迄だって安定型はそういうことはやってはいけないわけです。選別をして、安定型にしか入れられないものを、安定型に入れれば良いですから、基本的には余り変わっていないわけです。だから、旧法において決められたことを、よりきちんと守りさえすれば、私は安定型は当分の間認められるだろう。と考えております。安定型処分場につきましては、大体そんなところであります。

一年間の猶予期間

これは、来年の6月17日からそういう形で、安定型、管理型、或いは中間処理場、焼却処理施設をも含まれて施行されるわけでありますから、これにつきましては、実は今厚生省と綱引きをやっている部分があります。それは、どういうことかといいますと、法律が施行された時点で、1年間だけ猶予期間を見てくれないかということです。

なぜならば、法律が施行されてすぐに、私共は、井戸を掘ったりなんか出来るわけがないですね。これも恐らく県に手続きをしなくてはならないわけですね。時間がかかります。或いは、排出をされる方々や、収集運搬の皆さんにも、安定型はこういう基準になりましたよ、管理型はこういう基準になりましたよと、お互いにそれを守りましょう。と、或いは、コストがそれだけかかりますよ。という形で周知徹底せざるためには、1年間くらいの猶予期間をもらわなくてはいけないのではないか。という主張をしております。国の方ではそこまで考えなかったみたいで、まあ、今から半年以上ありますから、その間に準備をしていただければと行っておりましたけれども、実態的に私共は、今迄の経験の中で県によっては、少し処分場をいじったり中間処理場をいじるために、2年も3年もかかる県さえあるわけですから、猶予期間をいただかなくてはいけないし、同時に国は国の改正法によって改善するわけですから、それはダイオキシンを出す焼却施設についても、バックフィルター等を付けて改善をする設備にする場合に、また、同意を取ってきなさい。とか、そういう話になったらこれは出来るわけがないですね。ですから、私は国に対してその辺はきちんと歯止めをかけて下さいよ。と、これも申し上げているところであります。言わば、同意、同意で、同意を取ってこなきゃ許可をしない等ということのないように、言わば、改善をしてしかも、それが政、省令の中で規制が強まってそうせざるを得ないと、或いは、そうしなければならないということに基づいてやるわけですから、そのこと迄一々同意とかそういうことになったんでは、話にならないわけであります。その点はしっかりとやってもらわなくてはいけないと私は思っておりますし、もし、そういうことが出来ないようであれば、私は、これは連合会を挙げてマスコミ等にそういう問題を訴える必要が有るだろうと思っております。勿論国会の先生方にも働きかけなければいけ

ないと思っております。そのように1つ1つを挙げれば問題は沢山あります。

業界自体の資質の向上と排出事業者の責任

確かに問題を起こす処理業者は沢山あります。やっぱり業界自体の水準を向上させようとなれば、そういう問題を起こす処理業者には、遠慮をしていただかなければならぬわけでありますけれども、これも厚生省とやりましたし、厚生省というよりもむしろ経団連、日経連ともやったわけであります。どういうことかと申しますと、処理業界は、優良な処理業者の名簿を作って我々に発表してくれないかということを言われるのです。私は、とんでもな話だと申し上げました。優良業者を、そう言う我々の業界を差別をして、この人は優良業者だなんて我々業界自身が言えるわけがないでしょう。それは本末転倒の話でありますよ、と言っているのです。と言うことは、優良業者に委託をしさえすれば、問題を起こす悪質な業者がどんなに安いコストで来たって、そこへ渡さなければ良いわけであり、そうすれば、悪い業者は淘汰されるわけであります。それを排出する側がきちんと、もともとは排出する側が自身で責任を持って処理することになっているわけですから、処理業者に対しても委託の際にきちんとした処理業者に委託をしてもらえばいいんだ。ということに尽きたということを私は、主張をして参りました。その上で議論を進めたいのですが、例えば処理業者が許可を持っているいないに拘らず、不法投棄をした現状回復に対して、排出事業者は、旧法ではなんら責任を持たなかった。また、持つことが無かった。豊島（てしま）の問題をみればわかりますように、あれは、シュレッダーダストを出した兵庫県の人達が沢山いるわけです。特定されています。しかし、その人達は、1銭も出さなくとも済んでいる。国と県とがどのように分担しようかと、今、揉めているわけであります。けれ

ども、それでは、世界の先進国は黙っていないわけです。排出事業者の責任というのは、これは、廃棄物が適正に処理されるか、されないかまで、きっちついて行く問題でありますから、そこまで責任を持たないというのは、やはり、おかしいのではないか。と言うお話になるわけです。責任問題の議論は、我々は、県知事の許可を持って、しかも、品目の許可を取って、そして委託契約をしている。契約迄やっているではないか。その相手が持って行ったものまで、排出者側としてなぜ責任を持たなくてはならないか。という議論がずっと今迄あったわけで、今もなお続いているわけであります。ただ、これも1つ問題があります。例えば、不法投棄をやった者について、各行政が、行政代執行でかたつけて、その費用は勿論行為者である者に行くわけですが、その先の排出事業者に迄請求が出来るかどうかの問題が1つはあります。もう1つは純粋に民法上の問題を考えますと、不法投棄をやられた場所というのは、これは、公共が持っているものか、私が持っているものかは別として、第3者なのです。自分で出したものが処理業者を通じて第3者に迷惑をかけている。ということに対して民法上どう解釈するのかという議論なのです。その場合には多分排出事業者にも、民法上の責任を問うことが出来るであろうということが、法律家の考え方に出でているわけであります。ただし、それは、訴訟をやってみなければ結論は出ません。日本では、訴訟が起きていないですが、外国では何時も起きています。処理業者を訴えたり、第3者が排出事業者を訴えたりすれば、多分そういう結論が出るでしょう。だから、そういうことを踏まえますと、排出事業者の方も責任を免れることは出来ないことが、本来の形なのですが、今迄は、そこで諦めて処理業者のところで終わってしまうから豊島（てしま）の問題になってしまふ。これは、非常に不合理な問題です。従って、今回の改正法では、委託基準のところで、委託した排出者の責

任でありますから、そこで、優良な処理業者という表現が出るかどうかはわかりませんが、適正に処理できることを担保された処理業者に委託をしないと、そこまで、確かめないで委託をした場合には、排出事業者にも責任を持って行こうという、そういう趣旨の委託基準は出て来ると思います。或いは、申し上げましたように、マニフェスト等を、自ら交付をしないで、適当に処理業者が書いて、その結果が出たときには、これはやはり罰則規定がそこに付いてくるだろう。そういうようなことで、排出事業者の責任と言うのは、残念ながら、制度の中には出ませんでしたけれども、しかし、政、省令の中では、かなり、その部分が埋められて来る可能性が非常に強いと申し上げ、私もまだ、その中身を見ておりませんから、確としたことは言えませんが、そのようなことで政、省令が出て来るだろうと思っております。

ダイオキシン対策

それから、ダイオキシンの問題であります、これは、今度出ましたことで、県職員の方から、大気汚染の問題、この法律上の問題で説明されると思いますけれども、私共業界は5年間の猶予をもらったわけですから、小さな焼却施設については、それがバックフィルターや、或いは、マルチサイクロン等を付けて、将来的にそれがペイしていくのか、営業として、それがなり立つかどうかの判断が先ず一つあります。もし、造り直すとか、或いは、そういう施設を付けるとかいう場合に、資金をどうするか。これは2億円や、3億円かかりますから、資金をどうしようかという問題。今、環境事業団に環境庁と連合会は交渉をしておりますけれども、国もそういう姿勢であります。出来るだけそれについては、処理業界に対して融資を考えて行こうということでありますので、その融資も何年間寝かせておけるとか、或いは、その利息を特別安くしていただくとか、そういう形でお願いをしようと進めているところでござ

ります。

今後の課題

さてお話をしている間に時間も経過致しましたけれども、沢山申し上げたいことがあります、今後、私は、日本の廃棄物処理というのは、相当変わって行くだろうと思います。これは、皆様方も感じておられるとおり色々申し上げましたけれども、リサイクルも今のところ余り効果がありませんし、リサイクルした物もまた、処分場に運ばれるというような、状況もあるわけですが、何れにしましても、リサイクルという方向は地球資源を保つために、そういう方向に行くであります。不法投棄に対しては罰則を強めたり、排出者の委託責任が強くなったりして行くわけありますが、或いは、社会全体の見る目が厳しくなりますから、不法投棄については、或る程度はいけるかなという面がありますけれども、しかし、まだ平気で野焼きをやっている状況をみると、これは、法律改正が施行されたら、警察、検察庁がどれだけ働いてくれるかはわかりませんが。それから、処分場の設置の問題については、申し上げましたように国が手続きを決めましたけれども、実際に処分場を造るという作業は、きわめて難しい。それでは、焼却施設というのは、日本は世界の70%です。焼却の量も、施設の数も世界全体の70%です。従って、世界からかなりの非難を日本は受けております。それは、大気汚染防止法があってそれによって防止をやったとしても、数がありますから、非難をされていますが、しかし、アメリカの70%近い生産を持っているこの国は、面積では、25分の1しかないのですから、処分場をつくるのが難しいのは当たり前です。しかも、山が多いわけですから、当然中間処理に力を注がざるを得ない。そうすると、その中間処理がきちんとペイ出来るような、そこへ廃棄物が入って行くようなシステム化を考えなければならぬ筈ですし、それから、そういうコストのかかった、最終処分場に

対してコスト負担をしなければならない。そうすると、結論的にどういうことになるかというと、生産の段階で減量化を考えることになるでしょう。同時にリサイクルをするための技術開発をして行かなくてはいけない。出来るだけ金をかけないで、リサイクルをするという努力をするようになるわけで、今のように安く押しつけることが出来れば、企業というのは決してそんな無理をしないで済むわけですから、今後はやはり、そういう方向に向かって行くだろうと思っております。従って、私共、処理業界はこれからは、ある面では、中間処理等の施設については、大企業と協業化していくとか、我々が、集まって協業化をするということを考えていかなければならぬと思います、もっともと産業廃棄物処理業というものが、社会の中で認知をされて、大切な業務であると言うことを私共は知らせて行く必要がある

ると考えております。そして、最後に、さっき申し上げましたように、私はこれは国民1人1人の責任である。行政が悪いとか、排出事業者が悪い、処理業者が悪い。という問題ではないんです。本当に駄目だと思いますのは、政策が駄目だとは思いますが、ですから、皆が日本の今の環境に対する政策的姿勢を変えさせて行くということにならなければいけないだろう。そういうことをを目指しながら、私共処理業界というのは、先へ進んで行く必要があるというふうに感じておるところであります。これからも連合会は東京にありますので、皆さん方のご意見を出来るだけ吸い上げながら、なお、かつ、我々のレベルを上げるために努力をして参りたい。そのように思っておりますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げまして私の話を終わらさせていただきます。

(文責：事務局 林)



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

わがまちの産業廃棄物問題と対策

「安心と潤いのある
快適環境都市」をめざして



中津川市長 小林房吉

日頃、貴協会並びに会員の皆様方には、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当市は、岐阜県の東南端に位置し、東西20km、南北22km、総面積275.98km²の広大な面積と、中央部を東西に流れる木曽川及び東にそびえる恵那山をはじめとする中央アルプスの雄大な自然に恵まれた街です。

人口は、現在約56,000人で微増状態ですが、昭和59年から平成元年までのごみ排出量が30%急増したことと、ごみ焼却施設の老朽化及び最終処分場の逼迫した状況に対処するため、平成3年度を「ごみ元年」と位置付けごみの減量化と資源化を推進してまいりました。

平成3年度には集団回収に対する奨励金制度及び生ごみ堆肥化容器購入に対する補助制度を実施するとともに、資源化の拠点となる資源センターを建設し、平成4年度からビン類、缶類の分別収集を開始しました。また、区長会を中心に年2回の市内一斉清掃の実施、不用品登録制度の実施及びフリーマーケット開催等により、清掃及びリサ

イクル意識の啓発に努めてまいりました。

その成果が現れ、平成3年度以降ごみ排出量が徐々に減少し、平成7年度の排出量は、平成2年度の75%にまで大きく減少することができました。

さらに今年度より実施されました容器包装リサイクル法に対応するため、ペットボトル減容施設を建設し、平成10年4月より全市域を対象にペットボトルの分別収集と紙パックの拠点回収を開始する計画であり、市民の皆様のご協力をいただきながら更なるごみ排出の抑制とりサイクルの推進を図ることとしております。

今後は、循環型廃棄物処理への転換が叫ばれるなか、ごみ処理段階におけるダイオキシン類の発生及び地球温暖化等新たな環境汚染問題が発生しているため、市民及び事業所等への啓蒙活動を強化し、ごみ排出抑制とりサイクルの徹底を更に図っていくとともに、意識改革によるライフスタイルの見直しを図っていく必要があると考えております。

また、ごみ処理施設の建設につきましても今後改正が予定されております廃棄物処理法及び大気汚染防止法等を考慮し、早期完成をめざし計画を進めるとともに、「安心と潤いのある快適環境都市」の実現をめざしたいと思います。終わりに当たりまして、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

住みがいのある町をめざして



養老町長 清水 敏郎

保全協会の皆様には、住みよい環境づくりに日夜ご尽力を賜り、まことに有難うございます。廃棄物処理にかかる諸問題は、毎日のように報道され全ての町民はもとより、私達行政においても頭を抱える連日であります。ゴミ問題を切り離して政治を語ることができないほど重要な施策の一つになっていることは、誰もが認めるところであります。

私達の町は滝と天命反転地を持つ県下屈指の観光の町であり、美しい環境づくりは特に必要であり、住みがいのある町、来てよかったです、もう一度来たくなる町、そんな町づくりに一生懸命取り組んでおります。

私達の町の廃棄物処理は5町により「南濃衛生施設利用事務組合」を構成し、町民から出されるゴミの山を毎日処理していますが、建設されて満23年の歳月が流れ老朽化が激しく、新設見直しの時期を迎えております。ダイオキシン対策についても、分別収集の徹底を町民に呼びかけ住民の健康を損なうことのないように全力を尽くしているところであります。プラスチック類・ビニール類など石油製品の分別収集を始めることによりダイオキシンを発生する塩化ビニールを抑制し、なお

かつペットボトルの分別収集も開始し公害防止とリサイクルへの取り組みを積極的に推進したいと考えております。

平成10度には、次世代型ごみ焼却施設として溶融炉の実証炉を建設し、ごみの完全燃焼を図ることにより高熱でダイオキシンを大幅に削減し、ごみそのものをスラグ化し舗装工事やブロックの材料として再生していくことを思っております。ごみ焼却施設としてはまさに次世代型に突入していくとしています。

また、自分の町で排出されたごみは、自分の町で処理することを基本理念とし、自己完結を計つていかなければなりません。これは事務組合を構成する市町村が心して対策を検討し、常に対応できる姿勢を確保したいものです。

一部の心ない者によって、環境が破壊され、不法投棄が増加し、野焼きが平然と行なわれたのでは、大気が汚染され悪臭が散乱し多くの公費が人々の生活を脅かすことになっていきます。

産業廃棄物の処理についても、高度な手法が研究されているようですが、排出企業においてもリサイクルを含め廃棄物の有効利用と、安全な処理方法を研鑽し、人間に与える害が完全無欠でなければなりません。そうした企業ととの信頼関係から廃棄物を処理し、人間の健康を守りつつ日本の繁栄に貢献していく必要があります。

廃棄物によって、人の住む社会を破壊されるようなことがあってはならないし、日本の経済進歩が遅れを取るようなことがあってもいけないと存じます。

岐阜県産業環境保全協会の御発展が、そのまま公害のない町づくりに貢献されていきますことを心から念願し、今後のご精進をお祈り申し上げます。

欧州環境問題視察旅行報告

団長 社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長

後藤利夫

(岐阜県家庭紙工業組合 理事長)

社岐阜県産業環境保全協会では、平成9年度初めての海外研修事業として、環境問題先進国ドイツ、フランスの実情を、直接この目で確かめ、この肌で感じ、産業廃棄物をはじめ環境問題に関わる会員の視野を広め、知識の向上をはかるために10月26日から11月2日まで、8日間の日程で欧州視察を企画、16名の参加者を得て無事所期の目的を果たすことができました。以下その概要について報告します。



ドイツ・エッセン近郊AGR社（焼却場）にて

〔視察日程〕

- 10月26日／名古屋発 空路ベルリンへ
(フランクフルト経由)
- 10月27日／宿舎発 バスにてベルリン郊外、ME A B社(焼却場) 視察
- 10月28日／ベルリン発 空路デュセルドルフへ、バスにてエッセン郊外、AGR社(焼却場) 視察
- 10月29日／宿舎発 バスにてデュセルドルフ市内ごみの分別収集状況視察
デュセルドルフ発 空路パリへ
- 10月30日／宿舎発 バスにてパリ郊外、SaintArmoult事務組合コンポスト処理場視察、シクトム分別処理場視察(リサイクル)
- 10月31日／宿舎発 バスにてパリ市内ごみの清掃、分別収集等視察
- 11月1日／パリ発 オルリー空港より帰国の途へ(フランクフルト経由)

1 ドイツ

ドイツは、1994年に「リサイクル経済促進廃棄物無公害処分確保法」通称「経済・循環法」が公布されて以来、廃棄物の分別収集、再利用が徹底されていると聞いていたが、街の中を歩いてみると所々に、紙、プラスチック、ガラス(色別になっている)金属等に色分けされたスマートな丸型をした投入口付きの容器が目についた。また、それらの収集に携わる人の服装、および車両について



ゴミ箱

も緑色に統一されており心良い感じであった。一方廃棄物処理工場に着いてみると、M E A B社、A G R社共工場周辺には、民家がなく広大な平野に建設された巨大な化学プラントと云った感じの焼却処理工場であった。

(1) M E A B社



M E A B社

ア 工場の設立と概要

この工場の本社は、ポツダム地方にあり、特別廃棄物の埋立地は本社の近くに、その他都市ごみ、建設廃材の埋立地を他の地方にも設置している。この工場は1975年にベルリン市とブランデンブルク州とが50%づつ出資して設立された合弁会社であり、主としてこの両自治体からの廃棄物を焼却処理している。建設費は7,000万DM（日本円で約50億円）かかっている。（土地代は別）また、一部埋立地も併設している。処理システムは、ベルリン市内にある会社の技術者が設計をしたもので、特別廃棄物の焼却処理と一般廃棄物の焼却処理後の廃ガス処理が主体となっている。

イ 廃棄物の収集と処理単価

この工場においては、一切収集業務は行っていない。外部より持ち込まれたものを焼却処理しているのみである。その持ち込み方法は、廃棄物のうち、民間でリサイクルを行なっている「D S D社」が扱わない一般廃棄物と「S B

社」が処理先を指定する特別廃棄物（日本の産廃）を収集運搬会社が当工場に搬入する方法をとっている。

「S B B社」は、ベルリン市とブランデンブルク州の管理下におかれ、一部人的交流もあるプライベートの企業で、特別廃棄物を一手に引き受けたり、各メーカーの情報を良く把握している。排出企業は、廃棄物の性状を「S B B社」に報告する義務を持ち、「S B B社」は、その処理先工場等を指定している。勿論、当工場においても持ち込まれた廃棄物が、報告された性状と異なっていないかどうかを確認するための抜き取り「チェック」は欠かしたことはない。

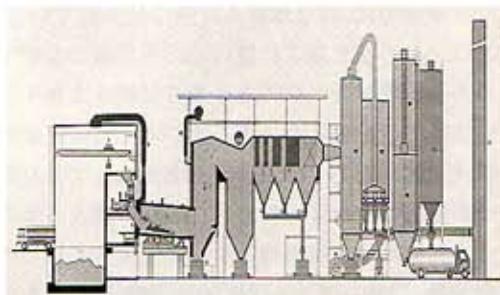
処理単価は1995年当初は、1トン当たり、1,100DM（日本円で約77,000円）であったが、現在では、630DM（日本円で約44,000円）となっている。一方「経済、循環法」の施行により、各所でリサイクルを優先させているため、廃棄物の排出量が減少し、処理業者間で廃棄物の取扱いが生じている。

ウ 処理能力

1時間当たりの処理能力は、20~25トンで24時間連続運転を行なっている。年間操業時間は年に2回実施する2週間程度の点検修理期間を除いて、7,500時間となる。また、処理量では特別廃棄物が、150,000トン、排水処理が5,000トンとなっている。従業員は、63人が1日3交替制で勤務している。

エ 処理方法

収集車から、パンカーに投入貯蔵された廃棄



焼却図

物は、クレーンにより投入機を経由してロータリーキルン方式の炉内に投入される。焼却方法は、炉を回転させながら空気を送入するとともに、燃焼バーナーにより1,200℃の温度で焼却する。ここで発生した燃え殻は順次送られ、下の容器に落下し貯められる。キルンで発生した廃ガスは、更に、送入する二次空気とともに、二次燃焼室で燃焼温度を1,050℃～1,400℃の範囲にコントロール出来るユニット付きのバーナーにより、燃料と廃水を混合し、通常は1,300℃の温度で再燃焼される。この熱を利用して、ボイラーで蒸気を作り、タービンを廻して発電を行い、1時間当たり200MWの電力を生産し、自工場のすべての電力を賄っている。ここを通過した廃ガスは、サイクロンに入り除塵される。更に廃ガスは、次のスクラバーにて、水で洗煙される。この洗煙した廃水は、系外には出さずこの装置内で蒸発処理される。洗煙された廃ガスは次の再循環サイロに入り、消石灰による化学反応で重金属の除去とガスの中和を行ない清浄なガスとして最終の煙突から大気中に放出され、一連の廃ガス処理が完結する。このようにして処理された廃ガス中の有害物質は、ドイツ連邦エミッション法第17条に定められた有害物質の規制値を充分にクリアしており、特に問題となっている「ダイオキシン」については、測定の結果検出されていない。また、重金属の水銀についても規制値の10分の1程度の数値である。

オ 埋立地

ドイツでは、埋立地は6段階に分かれています。①は、そのまま地上に置ける石等問題のないものから、順次番号が大きくなるに従って地下深く埋めて行く方法を採用している。この工場では先に述べたように、埋立地を保有しており、その面積は158ヘクタールである。搬入されたまま埋立可能な廃棄物と焼却後の無害なもの埋立地は150ヘクタール、有害物を含むものの

埋立地は8ヘクタールとなっている。無害物(安定型)と有害物(管理型)との境は完全に遮断されており、管理型は浸出水の処理設備を有している。埋立地の高さは60メートルまで計画され、サンドイッチ方式で埋立を行なっている。埋立の中間層には透水係数の小さい土、無機物、繊維。不活性層、ガストレン層等、種々の覆土物で多段に仕切られた構造になっている。現在の埋立可能残容量は13,000万立方メートルである。重金属等を含む燃え殻は、コンテナに入れて別の場所の地下に保管しているが、十分な容積を有し、今後、100年は大丈夫と思われている。

カ その他

今回、新たに予算が認められたので、来年度は破碎機、混合設備を導入する予定であるが、これは、焼却時の炉内温度の均一化と炉壁の保護、焼却効率の向上を計ることを目的としたものである。

(2) A G R 社

ア 工場の設立と概要

この地方は、第一次大戦後ルール工業地帯であって、人口も多く、550万人の人が住んでいた。このため、自治体の下に組合を組織し、ごみ処理事業を始めたのが最初である。その後、この組合が1950年以降に認可され設立されたルール地帯ごみ処理責任有限会社が、現在の「AGR社」である。この会社は、5つの事業部門から成り立っており、ここの工場は焼却処理の部門である。設備的な特徴は、家庭からの一般廃棄物と、産業廃棄物とそれぞれの処理系統をもつていて云うことである。設備は1981年から使用を開始し、順次厳しくなって来た法的規制に合わせて、廃ガス処理装置を、更には、1990年に制定された連邦エミッション法に基づき、有害物の処理システムと云うように改修を重ねて來た。この結果全体の設備費は約900ミリオンDM(日本円で約630億円)となっている。

イ 廃棄物の収集と処理単価

ルール地帯から排出される家庭用廃棄物と、産業用廃棄物を主体に、収集運搬業者が持ち込む物と、一般家庭、個人商店等が独自で持ち込む物を焼却している。処理単価は、家庭用廃棄物が1トン当たり280DM(日本円で約2万円)、産業用廃棄物が240リットルのコンテナー1杯分が1,000DM(日本円で約70,000円)、有害物を含むものは1,000~2,000DM(日本円で約70,000円~140,000円)となっている。

ウ 処理能力

ここ数年は、殆ど変動はなく年間処理量は、家庭用廃棄物が261,040トン、産業廃棄物が病院からの物も含めて550,000トン程度となっている。

エ 処理方法

搬入された家庭用廃棄物は、破碎機に投入され、約20cmの大きさに碎かれパンカーへ移送、貯蔵される。パンカーでは燃焼温度の均一化と炉体保護のため、低カロリー廃棄物と、高カロリー廃棄物とを混合し均一化をはかる。パンカーの廃棄物は、クレーンにより焼却炉に投入され、地下から送入される空気と共に自燃し、温度は900℃に達する。焼却炉の炉床は瓦状のものが敷き詰められたような構造になっており、廃棄物は順次先に押し出され、完全に燃焼された灰が、瓦の隙間から下の水槽に落下する仕組みになっている。下に落ちた灰は、水で洗浄され、コンベアで灰パンカーに移送される。一方廃ガスは、ボイラーで熱回収され、蒸気を作り、タービンを廻し、発電に利用されている。その後廃ガスは、サイクロン、電気集塵機で除塵され、更に、スクラバーで洗煙される。最後に廃ガスは、活性コークスの塔に入り、アンモニアのアタックを受けNO_x、SO_x等の除去を行い清浄なガスとして煙突より大気に放出される。一方産業用廃棄物は、搬入された後パンカー、または、廃液タンクに貯蔵され、投入機

によりロータリーキル方式の炉に入り、廃液とともにバーナーによって、空気を送入しながら燃焼される。燃え殻は、家庭用と同様に水槽に落下し洗浄され、コンベアで灰パンカーに移送する。廃ガスは、2段燃焼を行ない、900℃の温度で処理をする。その後の廃ガスの処理方法は、家庭用系の廃ガスと同じ工程を経て浄化され大気に放出される。ここで発電される電力は137,027MWで、そのうち129,199MWをペストハーレン州に、7,828MWを遠方の市へ送電している。また、ここも、さきの「MEAB社」と同じく24時間連続操業を実施しており、大気に放出される廃ガスは、連邦エミッション第17条の規制値を十分過ぎる程クリアしている。

オ 燃え殻の取扱い

家庭用系焼却炉の灰パンカーに貯蔵された燃え殻は、更に分別され、その中から76,478Mgが建設材料として、断熱材や路床材に再利用されており、残りの10,752Mgは廃棄物として埋立処分されている。産業用焼却炉の灰パンカーの燃え殻は同じく1,358Mgが金属として再利用され、16,796Mgが分析データーを付け、袋詰めの状態で無機物として地下壕に保存される。その他、残りの3,066Mgは特別廃棄物として埋立処分される。

注 MW(メガワット)=1,000kW
Mg(メガグラム)=1,000kg=1トン
DM=ドイツマルク

2 フランス

パリより約65km離れた郊外の集積所は、広い原野の中に作られたもので、使用している場所の面積は約5,000m²である。廃棄物は、家庭からのものが主体であり、なかでも、農業系の廃棄物が多く、コンポスト中の堆積物が目立っていた。

また、視察は、焼却処理場、埋立地には行かず、

分別工場の中でそれぞれの関係者から、個々に説明を受け、質疑に終始した。このため、新しい技術を



コンポスト中の堆積物

目にすることが出来ず、フランスの一地域における廃棄物処理の輪郭が確認出来た程度であった。

ア 廃棄物の収集方法と処理の現状

初めに訪れた集積所は、人口が少なく各市町村で廃棄物処理事業を運営するのが困難なために、41市町村、人口90,000人規模で設立された処理事務組合、シクトムの管理するもので、この地域に3箇所設置されたうちの一つである。ここでは、紙、プラスチック、コンクリート、金属、木材等にエリアが分別され、近隣の住民達が自ら運んで、それぞれの場所に分別投棄するシステムになっている。処理料金は無料である。因みに本年9月の投棄実績をみると、約2,500名の人が投棄に訪れ、その内訳は、木材

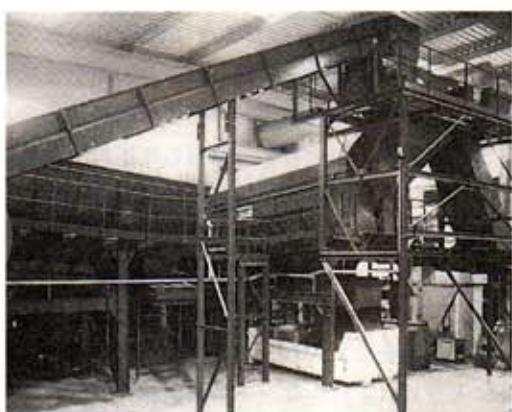


手作業分別

120m³、建設廃材190m³、金属210m³、紙類16m³、粗大ゴミ330m³、ガラス類4m³となっている。集積所に貯まった廃棄物のうち、木材は常設の移動式破碎機によりチップにされ、バイオ系廃棄物の野菜、草、厨芥とともに混合し、集積所内に山積し発酵させている。その他の廃棄物は、纏った時点で30トンの大型トラックで、焼却場、分別工場、埋立地とそれぞれの目的先に搬送される。

イ 廃棄物の分別工場

この工場は先のシクトム処理事務組合が集合して、更に大きくなつた。人口250,000人規模の処理事務組合の管轄下にある民間企業（シミリス社）である。ここでは、トラックにより搬入された紙類が主体となっている。（対象人口23万人、年間搬入量約9,000トン）廃棄物をコンクリートホッパーにパケット車で投入し、その後、コンベアで自動選別装置に送られる。この装置は磁石選別、風送選別等、各種の選別装置が設置されており、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、雑誌、ダンボール等に分別され、一定の大きさに梱包されて、それぞれ再利用に売却される。一方この装置で選別出来なかった



分別工場

廃棄物は、3つのコンベアで、ペットボトル、雑誌等ある程度大きな紙類は、人手により選別しているのには驚いた。しかし、作業環境は一

定の騒音を除いては、各種集塵機により集塵され、選別室内は冷暖房が完備している。

家庭における分別については、自治体が支給する容器によっており、当該容器は、中が2つに仕切られており、一般用と厨芥用の2種類がある。一般用は、前半分がガラス容器等、後半分が紙、プラスチック入れとなっており、厨芥用は、前半分が野菜くず、植物類、後半分がその他のものに分かれている。これらは、廃棄物収集車に合わせた設計になっており、車の中でも比重差で自動的に分別される仕組みになっている。このようにして、分別された廃棄物は、先に述べたようにそれぞれの処分先へ搬送される。

ウ 廃棄物の処理費用

家庭から出る廃棄物の処理費は無料であるが、これを処理するのに埋立には、1トン当たり285フラン（日本円で約6,300円）、焼却では1トン当たり500～800フラン（日本円で約11,000円～18,000円）かかるので、各自治体では、分別再利用に真剣に取組んでいる。産業廃棄物については1トン当たり100フラン～126フラン（日本円で1,500円～3,000円）払うことになる。一方包装用プラスチック及びペットボトルのメーカーは、それぞれ1個につき、1サンチーム（日本円で約25銭）のお金を「エコアンバラーシュ社」に支払わなければならず、この金が分別処理会社等への補助金となっている。

エ 焼却炉の計画及び運営

フランスでは、2002年までには焼却が必要な廃棄物は、全て焼却処理をしなければならない法律が採択されることになっているのと、規制基準に合った焼却場を造るには、大型のものを造らないと、運営上採算が取れないと云う理由から、今回設計をしたのが次のものである。

家庭用の廃棄物のうち、再利用もコンポスト化も出来ないものを焼却する。処理量は1時間当たり8トンの能力を有し、この廃熱を利用して

1,200万kW/Hの発電を行ない、フランス電力公社に売っている。搬入された廃棄物は、4,500m³のパンカーに貯蔵され、投入機によりロータリーキルン炉内で燃焼される。その後、ボイラーにて蒸気を発生させ、ターボ発電機により発電を行なう。廃ガスは、スクラバーで、苛性ソーダ水溶液で中和洗煙、除塵され、最後に活性炭フィルターを通して、ダイオキシン等の有害物を除去し清浄なガスとして煙突より大気中に放出する。燃え殻は、有害な硫黄化合物及び塩素化合物を除去して、中性化、無活性化されて、「保管埋立」される。これは将来において、新しい技術が開発された時には取り出して使う。と云う意味を含んでいる。焼却場の建設費は民間企業が負担し、運営も民間企業が行なうが、シクトム事務組合から廃棄物の処理委託を受けることになっている。その委託契約期間は20年間で、その間事務組合は他の焼却処理業者に対して、廃棄物処理の委託をすることが出来ないことになっている。処理費は1トン当たり420フラン（日本円で約9,300円）で、その半分が焼却費に、残りの半分が管理費として認められ、20.6%の税金が加味されて、事務組合より焼却処理業者に支払われる。この単価については、必要に応じて見直しが行なわれ改訂される。建設に対する投資総額は、3億8千万フラン（日本円で約84億円）であり、20年後には、原価償却され事務組合に戻ることになっており、その後の契約については事務組合が決めることになっている。

ことわり

このたびの視察先企業における説明は、OHPを使い、更に、通訳を通しての説明であるため、十分な表現がなされていない箇所があればご容赦願います。

3 全体についての所感

(1)行政の関与

日常生活の中から排出される廃棄物は、過去は量的にも少なく、また、質的にも比較的単純であったため、どこの国においても、各地方自治体が全面的に面倒をみてきたわけである。しかしながら、社会生活が複雑になり、多種多量の廃棄物が出る現在でも、両国は、その思想を貫いているように思われる。焼却炉、埋立地等迷惑施設の設置に際しても、委員会等を作りあらゆる手段を講じて、積極的に住民を説得し、諒解を求めている。また、啓蒙運動の一環として小学校教育の中に環境保護を主体とした授業を取り入れるとともに、廃棄物の処理現場等を見せ、分別収集の必要性を認識させている。一方税金についても、わが国と比べても高く、高福祉、高負担が理解され実施しているように見受けられる。

(2)再利用の徹底

ドイツの公害規制法は、世界で最も厳しいと云われているが、リサイクルについても各業種ごとに規制されている。一方、国民性なのか、ものごとに対する合理的な考え方の現われなのか、単純に、再利用が可能なものは分別してそのままの形で利用するが、特別廃棄物でも、含まれている不純物、及び有害物質を除去すれば、立派な資源であると云う思想が見える。(燃え殻としての無機物の保管) そのためには、たとえ費用が嵩んでも、開発された技術を駆使した焼却炉を造り、更には、焼却するなら、その熱も最大限に利用する。(発電する) それが大型で膨大な防除施設を備えた、高温連続焼却炉である。

(3)地形

航空機から見た両国の地形は、我が国のような険しい高い山もなく、広大な平野が続いている。また、人口密度の小さい郊外が多いことも、環境対策設備の設置に対する有利な条件のように思われた。



「欧洲環境問題視察旅行」に参加して

中村製紙株式会社

代表取締役 中村勇太郎

私は、今回の「欧洲環境問題視察旅行」に参加し、環境問題についての先進国の実情を、廃棄物を出す立場から、視察することが出来ました。以下感じたままを述べ、私の報告とさせて頂きます。

今、我が国では、環境問題、特に産業廃棄物の処理については、最終処分場の不足、施設建設の困難さ等が大きな問題となっています。我々製紙業界としましては、毎日膨大な製紙スラッジが発生し、その取り扱いに苦慮しているところです。

今回最初に視察したベルリン近郊にあるM E A B社に行くために、ベルリンの宿を出て、バスの窓から見る風景は、晩秋の厳しい冷え込みのなか、ヒトラーが建設したと言われるあの有名なアウトバーンも、冷戦時代が終わった後もそのままの状態で荒れたままであります。財政難のドイツでは、まだ補修等はされる様子もなく、高速道路の機能を果たしていません。凸凹道のアウトバーンを通訳の末次さんからいろいろ説明を聞きながら、バスを走らせ焼却処分場へ着きました。

処分場では、ドクターミュウラー・マドラーさんから大変懇切な説明を受けました。

ドイツでは、ごみ保管カタログが20年も前から使用されており、1998年まで使用することが出来、1999年からはヨーロッパ全部をとりこんだカタログに新しく替わりますし、また、ドイツの公害規制法は世界に冠たる厳しい法であるにも拘らず、全ての数値でクリアされており、ダイオキシンも出ています。連続的に水銀を測定しても法定値よりもうんと低く、しかも、この設備は、10年経過しており、その面からも大変立派な設備であると感心させられました。ドイツでは焼却施設は大型で、しかも高熱で連続運転しているため、全ての数値でクリアされています。この設備はもう一社のA G R社においてもほぼ同じであり、ドイツにおいては我が国と異なり、焼却設備についても大型で完璧に処理がされ、産業界の責任にお



A G R社ヘルベルト・ビイビイシャーさん
からゴミ焼却処理の説明を受ける

いて処理するものであり、原因者負担の原則に基づいております。包装廃棄物の回収及び再生利用を行なうことを目的とした「D S D」(デュアル、システム、ドイツ)が組織されて販売包装費にかかる製品を市場に出す者はDSDに使用料を支払い、使用料は製品価額に転化され、廃棄物の回収は、民間または市町村に委託されています。

フランスにおいては、ドイツとは目的が大きく異なっており、包装廃棄物のリサイクルを促進するため、エコ・アンバラジュ(販売用包装廃棄物全般)が生産者に代わって地方自治体による分別回収システムの確立及び運営に協力することを目的として設立されています。ドイツと同様に、製品の生産者はエコ・アンバラジュに使用料を支払い、同じく製品価額に転化されています。エコ・アンバラジュのシステムだけでは、事業者に回収及び再生利用の責任を転化したドイツとは実質的な目的が大きく異なっています。

果たしてわが国では、ドイツのような政府、企業、国民の三者が協力し、自己負担ができるかどうかは、いまの日本の状況では非常に難しいと思いました。先進国といわれるドイツの社会的なごみ処理システムが進んでいることがよく理解できました。

第2回総務委員会開催

- 総務委員会（9月16日午前10時30分から開催）
「組織強化事業（新規加入）」等について
1 新規会員の勧誘につき、依頼方法、資料の作成等につき検討した。
(1) 会員に依頼し、会員から勧誘する。
(2) 組織強化を図るため、11月、12月を勧誘強化月として特に推進をすること。
2 「'97地球環境フェア」参加事業について
クイズコーナ等を設け参加事業を企画すること

第3回広報編集委員会開催

- 広報編集委員会（11月21日午前10時30分から開催）「ぎふ 保全協会報第33号」の編集方針として、特に次の項目について掲載すること。
(1) 特集として、「わがまちの産業廃棄物問題と対策」について、引き続き掲載すること。
(2) 11月19日開催の基調講演「産業廃棄物の動向と課題」を掲載すること。
(3) 協会だよりとして、今回実施した「欧州環境問題視察旅行報告」を掲載すること。

第3回理事会を開催

12月15日午後3時から「岐阜市内ホテル十八楼会議室」において、平成9年度第3回理事会が開催されました。

この理事会は、平成9年度の一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計補正予算の審議と、先に改正された定款変更に伴う関係諸規程の一部改正等が主な議題で、提出された議案は、次のとおりでいずれも原案どおり可決、承認されました。また、新役員として、岐阜市産業廃棄物処理推進協議会堀江尚男会長の異動による後任として、津田芳郎会長が選任されました。

報告事項として、先に移管が承認された岐阜県

産業廃棄物対策基金について、12月4日に全額を「財地球環境村ぎふ」へ引き継ぎ、基金の移管が完了したことを報告された。

- 第1号議案 平成9年度一般会計補正予算（案）について
第2号議案 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算（案）について
第3号議案 (社)岐阜県産業環境保全協会関係規程の一部改正について
第4号議案 役員の選任について
第5号議案 新規加入会員の承認について

産業廃棄物リサイクル研究会開催

産業廃棄物リサイクル研究会が、10月2日午後1時30分から水産会館会議室において、関係者36名の出席を得て開催されました。今回開催の趣旨



産業廃棄物リサイクル研究会

は、地場産業である製紙業界において、排出される製紙スラッジについて、廃棄物処理場の逼迫に伴い、リサイクルを通してなにか良い解決方法等がないものかということの基礎研究のために開催されたもので、講師として、岐阜県紙業試験場、横田忠夫場長より、「製紙スラッジの有効利用について」と題し、スラッジの化学組成、スラッジの活用研究等、紙業試験場におけるリサイクルの取り組み状況について、事例を挙げて詳しく講義を受け、質疑を行ない、スラッジに対する基礎的な知識を深めることができました。

「地球環境村ぎふフェア'97」 盛大に開催

10月25日(土)可児市瀬田「花フェスタ記念公園」において、第3回岐阜県民文化祭「地球環境村ぎふフェア'97」が開催されました。同フェアは、一般県民を対象に廃棄物リサイクル思想の普及啓



正解者に風船などを手渡して喜ばれた
クイズコーナー

発と「地球環境村」構想のPRを行うとともに、資源循環型産業社会の構築に向けてリサイクル関連企業の振興を図ることを目的に企画されましたもので、主な行事としては、「資源循環型社会への道」と題して、日本経済新聞論説副主幹三橋規宏氏による講演会。環境美化功労者等表彰式。環境・リサイクル関係企業展。フリーマーケット等盛り沢山な楽しいイベントが行なわれました。当協会も会員の皆様のご協力を得まして参画し、クイズコーナーにおいて正解者に対し、賞品として、ゴムフーセン・鉛筆の手渡等、特に今年のゴムフーセンは子供達にも大変喜ばれました。私達にとっても、また楽しい1日でした。

'97建設副産物リサイクル シンポジウム開催

10月8日(13時10分~16時45分)「地域に根ざした建築リサイクルのあり方」をテーマにシンポジウムが、名古屋市中小企業振興会館7Fメインホールにおいて建設副産物リサイクル広報推進会

議主催で開催されました。

基調講演に続きパネルディスカッションが開催され、当協会市川治徳理事がパネリストとして参加ご活躍されました。

厚生省生活衛生局長感謝状 贈呈さる

第10回廃棄物と生活環境を考える全国大会が、11月6日、7日の2日間新潟市の新潟テルサ(新潟勤労者総合福祉センター)において開催されました。大会は厚生省、新潟県、新潟市の主催で開催された。「廃棄物と私たち。そして地球環境を考える。」をテーマにまた、「私たちの生活を支えてくれた廃棄物。やさしく地球に還しましょう。」



功労者表彰式

をサブテーマとして開催され、開会式場において、生活環境改善事業功労者厚生大臣表彰、産業廃棄物関係功労者厚生省生活衛生局長感謝状が贈呈されました。協会関係として、次の会員の皆様に栄えある局長感謝状が贈呈されました。長年にわたるご努力、ご功労が認められたもので心からお慶び申し上げます。(敬称略・順不同)

正会員 鈴村兼利(平成舗道(有)代表取締役)

正会員 野々村清(株)野々村商店 代表取締役)

正会員 林久仁(株)美濃環境保全社代表取締役)

当大会には、野々村会員、事務局から大谷、井上両書記が出席しました。

改正「廃棄物処理法」等 法令説明会開催

今回の廃棄物処理法等の改正に伴い、会員に対する説明会が11月19日午後1時より水産会館大会議室において次により開催されました。当日は、説明会の前に「産業廃棄物の動向と課題」と題して、社団法人全国産業廃棄物連合会鈴木勇吉会長



を講師として「基調講演」を開催しました。(講演内容9~21頁に紹介)

会議次第

- ・開会 (13時~)
- ・基調講演 (13時15分~)
「産業廃棄物の動向と課題」
社団法人全国産業廃棄物連合会会長鈴木勇吉氏
- ・法令説明 (14時30分~)
「大気汚染防止法について」
岐阜県衛生環境部環境管理課
技術課長補佐兼大気環境係長 酒向健治氏

「廃掃法の改正について」

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

技術課長補佐兼産業廃棄物係長 磯貝義博氏

・質疑応答

視察研修会「廃棄物処理施設」 の開催

研修指導委員会では、本年度の研修指導事業として、視察研修会を12月4日、42名(バス1台)の参加を得て次のとおり行ないました。

視察先

- ① よのペットボトルリサイクル株式会社
・新設、ペットボトルリサイクル工場
三重県阿山郡伊賀町大字柘植字梅原853
- ② 小山リサイクルセンター(財団法人三重県環境保全事業団)
・埋立処分場と建設廃材の破碎処理施設
三重県四日市市小山町字西北野3234-1



よのリサイクルセンター説明会

平成9年版環境白書について

岐阜県衛生環境部

○はじめに

環境白書は、岐阜県環境基本条例第9条の規定により、岐阜県における公害及び自然環境の現状（平成8年度）と環境保全に関する施策（平成8年度および平成9年度）をとりまとめたもので、昭和47年に公害白書として刊行して以来、26回目となるものです。

白書の構成

本年度の白書の構成は、次のとおりです。

第1部 総説

（国の動向、県の動向、県の環境の概況、環境保全対策の総合的推進について記述）

第2部 環境の状況及び環境の保全に関して実施した施策

（平成8年度の環境の状況及び環境の保全対策、公害の苦情、公害の防止に関する調査研究等について記述）

第3部 自然環境の状況及び自然環境の保全と活用に関して実施した施策

（平成8年度の自然環境の状況とその保全対策について記述）

第4部 平成9年度において実施しようとする環境保全に関する施策

（平成9年度の環境保全施策について記述）

概要

今年度の白書の概要は、次のとおりです。

現況と課題

岐阜県の環境の状況は、公害防止対策や各種環境保全対策が強力に推進された結果、引き続き改善しなければならない分野が一部残されているが、全般的には良好な状況です。

しかしながら、近年の環境問題はごみ問題やリサイクル等の私たちの身近な問題から地球温暖化等の地球規模の問題と複雑かつ多様化しており、県民・事業者・行政が一体となった積極的な取組が不可欠となっています。

対策

〔総合的な対策の推進〕

「岐阜県環境基本計画」等に基づき、各種環境保全施策を推進していくと共に、「岐阜県環境づくり県民会議」を中心に環境問題に対処していきます。

また、岐阜・大垣地域では公害防止のための総合計画である「第5期公害防止計画」により、環境基準の達成・維持を目指します。

〔大気環境保全対策の推進〕

大気環境監視システムの活用・有害大気汚染物

質のモニタリングを実施し、大気汚染状況の調査や監視を強化します。

また、アイドリング・ストップキャンペーン等の実施により、CO₂等の排出抑制の推進を図ると共に電気自動車「ラブ・アースぎふ号」を活用し、低公害車の普及・促進を図っていきます。

〔水環境保全対策の推進〕

生活排水による河川の水質汚濁防止のために、「生活排水対策重点地域」の指定や身近な河川環境保全活動である「ブルーリバー作戦」の展開により水質保全対策を実施していきます。

〔監視・指導の強化〕

環境汚染の状況の常時監視、法令に基づく規制・指導の強化など監視・指導の充実を図ります。

〔開発に関連した環境保全対策〕

開発と環境保全との調和を図るため「岐阜県環境影響評価条例」等の運用を通じて指導・普及啓発を推進していきます。

〔環境教育の展開〕

将来を担う子どもたちに環境保全意識を啓発するため、「環境情報紙ラブ・アースぎふ」等の発行を行うと共に体験学習の実施や学校教育の中で環境教育を推進するための「環境モデル校」の指定等を積極的に展開します。

〔地球環境問題への取組の推進〕

*県民・事業者・行政が各役割に応じて地球環境保全に貢献するための指針「岐阜県地球環境保全行動計画（ぎふアジェンダ21）」の実践を普及啓発します。

*オゾン層保護対策としてより一層のフロン回収及び処理の推進を図ります。

*酸性雨対策として酸性雨の実態把握のための調査・分析を実施します。

*環境保全実践活動の普及の一環として「環境家計簿」の普及を図ります。

これらなどを柱として地球環境問題への取組を推進します。

〔廃棄物・リサイクル対策〕

「廃棄物対策5原則」に基づく対策及び「岐阜県地球環境村構想」の推進を図ります。

リサイクル対策については、「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」に基づく、リサイクル産業の育成を図ると共にリサイクル製品の消費拡大を推進します。

○本白書は、岐阜県公害防止協会（県衛生環境部環境管理課内、058-272-1111内線2579）において1部1,500円で販売しています。

トピックス

新入会員の紹介

12月15日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株アオヤマ ☎(0575)88-3339	代表取締役 米倉和昭	〒501-46 郡上郡大和町剣734-1	収集運搬
大原運輸(株) ☎(0584)47-2811	代表取締役 大原敏雄	〒503-16 養老郡上石津町牧田山村358	収集運搬
カワセ・インダストリィー(株) ☎(0584)22-2168	代表取締役 河瀬道雄	〒503-21 不破郡垂井町妻佐326-2	排出事業者 (千葉県で許可)
岐阜県家庭紙工業組合 ☎(0575)34-8278	理事長 後藤利夫	〒501-37 美濃市蕨生1851-3	団体
新拓興産(株) ☎(0584)32-2844	代表取締役 久保田弘司	〒503-13 養老郡養老町高田83-2	収集運搬
(有)渡邊建設 ☎(0585)22-2024	代表取締役 渡邊一正	〒501-06 揖斐郡揖斐川町房島987-17	排出事業者

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
財団法人岐阜県環境管理技術センター ☎(058)276-0321	理事長 桑田宣典	〒500 岐阜市六条大溝4-13-6	
岐阜製油協業組合 ☎(0584)34-0770	代表取締役 岩永輝明	〒503-12 養老郡養老町沢田2505	
株式会社ケルテックス ☎(0584)71-2102	代表取締役 古田和夫	〒503-22 大垣市昼飯町1260	

〈参考〉

正会員	賛助会員	特別会員	計
180名	46名	2名	228名

「岐阜県産業廃棄物対策基金」の移管

「岐阜県産業廃棄物対策基金」の管理移管については、平成9年6月20日開催の第16回通常総会において、これを「財団法人地球環境村ぎふ」へ移管することと議決されました。この度、受け入れに係る諸規程等も整備されましたので、平成9年12月4日下記の通り総額を移管致しました。

記

移管総額 金 712,624,492円

平成10年度厚生大臣認定各種講習会開催日程（案）

平成10年度の厚生大臣認定新規・更新許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の日程（案）が下記のとおりとなりましたので、近県開催分をお知らせします。

なお、日程の確定及び受付開始は、3月下旬となりますのでご了知下さい。

区分		岐 阜	愛 知	三 重	静 岡
産業廃棄物	新規	収集運搬 9月29日～30日	6月24日～25日 12月9日～10日	8月4日～5日	11月11日～12日
		処 分		7月7日～10日	
	更新	収集運搬 8月20日	平成11年1月 27日・29日・30日	5月12日・13日	10月29日
		処 分	平成11年 1月27日～28日	5月13日～14日	10月29日～30日
特管産業廃棄物	新規	収集運搬 10月13日～16日			
		処 分			
	更新	収集運搬	11月26日		10月27日
		処 分	11月26日～27日		10月27日～28日
特管物 管理責任者		8月21日	5月26日 12月11日	7月22日	5月29日

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400~800字程度
2. 宛先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎えて、毎年初詣には「今年もよい年でありますように」と、同じようなことを漠然と神様にお祈りしておりますが、考えてみますと、我が協会にとりましても最終処分場の逼迫は今後更に益々厳しくなることでしょうし、昨年は廃掃法の改正が公布され、罰則の強化等一部が施行されました。本年は6月、12月と2回にわたり全てが施行されます。また、焼却施設に対する構造基準につきましても、5年後を見据えたきびしい対応が迫られることと思います。昨年は景気の長年にわたる低迷に加え、金融機関、証券会社の破綻による金融システムの不安が重なり、今年も業界の経営状況は一段ときびしい年になることと思います。

本号には、昨年11月19日に行いました基調講演、「産業廃棄物の動向と課題」につきまして、講師、鈴木勇吉全産廃連会長様のご了解を得て全部をご紹介させて頂きました。今回の廃掃法の改正にあたりましてのご努力、お考え、あるべき理想像等々今後の課題について、大変示唆に富んだお話を承ることができ誠に有難うございました。当日ご欠席の方々にもご必読下さいようお薦め致します。

会員の皆様方には、本年もどうかこの「保全協会報」の編集にご協力、ご愛読を賜り、本誌が皆様方の情報提供の機関誌としてお役に立ちますよう一同頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(事務局 林)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和 野々村 清 中尾 勝
大藤 正幸 加藤 宏

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

平成10年1月1日発行 第33号
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 小瀬洋喜
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社